

一般社団法人電力データ管理協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人電力データ管理協会 (Secured Meter Data Sharing Association) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、電力データの利用者と提供者が社員となり、社員間の緊密な連携をもって電力データを安全かつ適正に利用・提供できる環境を整備することにより、社会の発展に寄与するとともに、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国の電力データ（電気使用者情報を含む）の提供、加工及びこれらの管理
- (2) 電力データの安全かつ適正な利用に係る普及啓発、指導勧告及び情報提供
- (3) 前各号に附帯する一切の業務
- (4) その他当法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、全国において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、データ利用会員及びデータ提供会員をもって正会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) データ利用会員 電力データを利用するために入会した法人

データ利用会員のうち、この法人の設立時に基金拠出する法人をデータ利用会員A、設立時に基金拠出しない法人をデータ利用会員Bとする。

(2) データ提供会員 電力データを提供するために入会した一般送配電事業者又は配電事業者

(入 会)

第6条 データ利用会員及びデータ提供会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(会 費)

第7条 データ利用会員は、理事会において別に定める会費規程に従い、会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費又は理事会において別に定める利用料金を2カ月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第9条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則又は電気事業法の関係法令に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、以下のとおりとする。

- (1) データ利用会員A 1社につき5個
- (2) データ利用会員B 1社につき1個
- (3) データ提供会員 1社につき1個

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額又はその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の帰属
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 17 条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」に別の規定がある場合を除き、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の定めにかかわらず、第 13 条 3 号に係る決議については、総会員の半数以上であって、データ利用会員の議決権及びデータ提供会員の議決権のそれぞれ 3 分の 2 の同意を要するものとする。

(議決権の代理・書面による行使、決議の省略)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名以上を代表理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会において選定する。
- 3 理事のうち、理事いずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務執行の意思決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前任として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の前任が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員の前任は、理事会において別に定める役員報酬規程に従う。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の前払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、理事会において任期を定め、選任する。
- 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の前払いをすることができる。
- 4 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べるることができる。

第2節 理事会

(設置)

第31条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 25 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項及び第 25 条第 4 号の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 5 章 会 計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(会計原則等)

第 44 条 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の配分禁止)

第 45 条 この法人は剰余金の配分は行わない。

第 6 章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第 46 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 47 条 拠出された基金の返金は、理事会において別に定める基金規程に従って行う。

(基金の返還の手続)

第 48 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会において別に定める基金規程に従って行う。

(代替基金の積立)

第 49 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第 51 条 この法人は、社員総会の特別決議により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 52 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈

与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、代表理事が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認可、許可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類

(6) 監査報告書

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(定款の施行日)

第58条 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第 59 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員)

第 60 条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	森川博之
設立時代表理事	森川博之
設立時理事	平井崇夫
設立時代表理事	平井崇夫
設立時理事	池上洋行
設立時理事	有田一平
設立時理事	及川 浩
設立時理事	新貝英己
設立時理事	東 修平
設立時監事	鎌田長明

(設立時社員の氏名及び住所)

第 61 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

株式会社 G D B L	東京都千代田区一番町 1 3 番 1 号
ヒラソル・エナジー株式会社	東京都文京区本郷七丁目 3 番地 1 号
鎌長製衡株式会社	香川県高松市牟礼町牟礼 2246 番地
E N E C H A N G E 株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
三ッ輪ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目 1 4 番 2 4 号
東芝エネルギーシステムズ株式会社	神奈川県川崎市幸区堀川町 7 2 番地 3 4
株式会社リバスタ	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 3 6 号
北海道電力ネットワーク株式会社	札幌市中央区大通東一丁目 2 番地
東北電力ネットワーク株式会社	仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
中部電力パワーグリッド株式会社	名古屋市東区東新町 1 番地
北陸電力送配電株式会社	富山市牛島町 1 5 番 1 号
関西電力送配電株式会社	大阪市北区中之島三丁目 6 番 1 6 号
中国電力ネットワーク株式会社	広島市中区小町 4 番 3 3 号
四国電力送配電株式会社	香川県高松市丸の内 2 番 5 号
九州電力送配電株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

以上、一般社団法人電力データ管理協会設立のための定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年 5月18日

設立時社員 株式会社GDBL 代表取締役 平井崇夫

設立時社員 ヒラソル・エナジー株式会社 代表取締役 李旻

設立時社員 鎌長製衡株式会社 代表取締役 鎌田長明

設立時社員 ENECHANGE株式会社 代表取締役 有田一平

設立時社員 ミツ輪ホールディングス株式会社 代表取締役 尾日向竹信

設立時社員 東芝エネルギーシステムズ株式会社 代表取締役 小西崇夫

設立時社員 株式会社リバスタ 代表取締役 高橋 巧

設立時社員 北海道電力ネットワーク株式会社 代表取締役 藪下裕己

設立時社員 東北電力ネットワーク株式会社 代表取締役 坂本光弘

設立時社員 東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役 金子禎則

設立時社員 中部電力パワーグリッド株式会社 代表取締役 清水隆一

設立時社員 北陸電力送配電株式会社 代表取締役 水野弘一

設立時社員 関西電力送配電株式会社 代表取締役 土井義宏

設立時社員 中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役 松岡秀夫

設立時社員 四国電力送配電株式会社 代表取締役 横井郁夫

設立時社員 九州電力送配電株式会社 代表取締役 廣渡 健

設立時社員 沖縄電力株式会社 代表取締役 本永浩之